

## 第四管理組合と自治会の業務分担に関する覚書き

手交 平成 元 年 11 月 1 日

管理組合と自治会が相互に協力し合い業務を進めていく分担区分について、実質上問題レベルの高いものにつき、具体的な推進方式を以下のように取り決める。また他の業務において、同様に取り決める必要のものがでてくれば追加検討を行う。

- 1 共有設備 「内外駐車場の利用マナーの向上, 違反車対策」 (区分 B)
  - ・管理組合は, 違反車チェックのため, 定期的に団地内巡回を行い, 違反車の記録を取り自治会にその記録を提出並びに報告する。
  - ・管理組合は, その対策を講ずる一方, 自治会はその報告をもとに, 利用マナーの向上という観点から対策を検討し, 広報等で地域住民に対し働きかけを行う。
  
- 2 共有設備 「緑の日における未登録自転車の回収, 始末」 (区分 B)
  - ・管理組合は, 「緑の日」に住民の協力を得て, 未登録自転車の回収・始末の段取りを決め処理を行う。
  - ・自治会は, 管理組合と協力して未登録自転車のチェックを行う。
  - ・回収・始末は, 管理組合が処理する。
  - ・この件に関する発生費用は, 管理組合が受け持つ。
  
- 3 共同生活 「日常マナーの向上」 …… 犬・猫問題 (区分 C)
  - ・自治会は, 犬・猫に関する住民からの意見の窓口となり, 対策を検討し広報等で地域住民に対し働きかけを行う。
  - ・管理組合は, 自治会からの動向にならい, 自らの業務に反映させていくことで協力する。

以 上